航 空 法 の — 部を改正する法律案 へ 閣 法 第四八号)(先議) 要旨

本法 律 案 は、 航 空 運 送 事 · 業 に従 事 する操 縦 者 の安定的な確 保、 航空 の安全性 の 向 上等を図るため、 航空従

審 者技 查 制 度 の 創 明 設 及 び 資 格 航空身 ح 体 准 定期 検 查 証 運 明 送 用 操 の 有 効 縦 期 \pm 間 資 の 格 適 を 創 正 化 等 設 の するとともに、 措 置 を講じようとする 操 縦 対 も の する特定 で あ ij 操 そ の 主 な

の

者

に

縦

技

能

の

内 容は 次 の とお りで ぁ る

事

能

証

の

て

航 空 従 事 者 技 能 証 明 の 資 格 に 航 空機 に 乗 り 組 んで、 機 長 以 外 の操縦 者として、 構造 广 そ の 操 縦 の た

め に二人を要する 航空機 の操縦を行うこと等をその 業務範 囲とする「 准 定期 運 送用操 縦 二 を 追 加 す

下「 操 縦技 能 証 明 という。)を有する者は、 飛行 前 の — 定期 間 内に おい て、 特定操 縦 技 能 航 空機 の 操

定期

運

送

用操縦士、

事

業

用操縦士、

自家用操縦士又は准定期

運

送用操縦士の

資格につい

て

の

技

能

証

眀

以

縦 に () 事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に必要であるもの) を

有 けるかどうかについて、 国土交通大臣の認定を受けた操縦技能審 查 員の審査を受け、 これに合格して しし

なけ れば、 当該操縦技能証明につき限定をされた範囲の航空機について、 当該航空機に乗り組 んで行うそ

の 操 縦、 操縦練習の監督又は計器飛行等の 練習の監督を行ってはならないこととする。

 \equiv 航空身体検査証明の 有効期間について、 航空従事者技能証明の資格ごとに、航空身体検査証明を受ける

者の年齢、 心身の状態及び乗り組む航空機の 運航の 態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

し、二に係る規定については、 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただ

施行する。

四

この法律は、